

●「家事援助」とは・「育児援助」とは

区分	内容
家事援助	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、住民登録地の大田区内の自宅の室内で日常的に行う家事が対象です。 ・大掃除や掃除業者に依頼するような掃除や、非日常的(一時的)な家事援助は対象外となります。
育児援助	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の援助を除き、原則として大田区内の居宅で行う援助が対象です。 ・保護者不在時のお子様預かりにはご利用できません。

●大田区産後家事・育児援助事業で「できること・できないこと」

区分	内容	○できる(例)	×できない(例)	備考
家事援助	1 食事の準備及び後片付け	<ul style="list-style-type: none"> ・調理(下ごしらえ、味付け) ・配膳 ・片付け ・離乳食の調理の相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な手間をかけて作る料理(お正月料理等) ・来客の応接(飲物や食事の手配等) 	(日常的に申請者が担っている範囲で)同居家族分も援助対象とする。
家事援助	2 生活必需品の買い物	近隣のスーパー、コンビニなどで購入可能な食材・日用品の買い物	<ul style="list-style-type: none"> ・出産祝いのお返しの買い物 ・家具、電気器具等の購入 ・その他日常生活必需品以外の買い物 	ヘルパーによる立替払いは不可
家事援助	3 衣類の洗濯及び補修	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつの洗濯(手洗い) ・洗濯機を回す ・洗濯物を干す ・洗濯物をたたむ ・タンス等への片付け ・アイロンがけ ・裁縫(ボタン付け等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な手間をかけて行う洗濯(カーテン等大型洗濯物の洗濯、セーターの手洗い、コインランドリーでの洗濯等) ・大量のアイロンがけ 	(日常的に申請者が担っている範囲で)同居家族分も援助対象とする。
家事援助	4 居室等の清掃及び整理整頓	<ul style="list-style-type: none"> ・リビング、居間、寝室、台所等の簡易な掃除(掃除機、床拭き程度) ・新聞、雑誌等の簡易な片付け ・トイレ、風呂、洗面所の簡易な掃除 ・玄関、ベランダの簡易な掃除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスコンロ、シンク、窓等の掃除 ・エアコン、換気扇、冷蔵庫、網戸等の掃除 ・年末の大掃除 ・床のワックスがけ ・浴室のカビ取り ・庭の掃除(植木の水やり、剪定、草むしり等) ・引越しの手伝い 	日常的に申請者が担っている範囲での掃除であれば可
家事援助	5 郵便物の郵送などの使い	—	郵便ポストへの投函	

大田区産後家事・育児援助事業で、「できること・できないこと」

区分	内容	○できる(例)	×できない(例)	備考
家事援助	6 その他必要な家事援助	<ul style="list-style-type: none"> ・布団干し ・シーツ交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行への振込み、引き出し等 ・役所への申請等 ・自動車の給油、洗車、掃除 ・ペットの世話等 ・ゴミ出し ・家の室内外の修理・修繕(ペンキ塗り、家具の移動、部屋の模様替え等) ・自営業の場合の仕事の手伝い ・クリーニング店への受け渡し 	
育児援助	7 授乳援助	<ul style="list-style-type: none"> ・湯沸し、ポット等への移し替え ・粉ミルク調合 ・哺乳瓶の洗浄、煮沸、煮沸後の片付け 	乳児にミルクを与える(授乳の手伝いは可)	
育児援助	8 おむつ交換	おむつ交換		
育児援助	9 沐浴の補助	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーバスの用意・片付け ・乳児の受け取り、拭き取り、着替え等 	乳児を風呂に入れる(沐浴の手伝いは可)	
育児援助	10 育児環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビー布団の用意・片付け ・エアコンの温度調節 窓開け、カーテンによる ・室温調整 		
育児援助	11 兄姉児の世話	授乳や沐浴中の兄姉児のお世話	保護者不在中の兄姉児の預かり保育、シッター	
育児援助	12 外出	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども連れでの買い物、散歩、乳児の健診・予防接種、兄姉児の受診、母の受診(体調不良等で同行が必要な場合)の付き添い <p>⇒自宅から付き添う場合は、徒歩又は公共交通機関の利用に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、ヘルパーとの現地待ち合わせは可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーと子どもだけの外出 ・冠婚葬祭等の付き添い ・ヘルパーの自家用車への同乗 	<ul style="list-style-type: none"> ・養育者同伴 ・ヘルパーの公共交通機関の利用に要した費用は利用者負担

大田区産後家事・育児援助事業で、「できること・できないこと」

区分	内容	○できる(例)	×できない(例)	備考
育児援助	13 その他必要な育児援助	乳児の着替え	乳児に食事を食べさせる ベビーベッド、乳児用玩具の組立て、取付け	

2020.9.15